

生活保護はこんな制度です

①原則として『世帯』を単位としています。

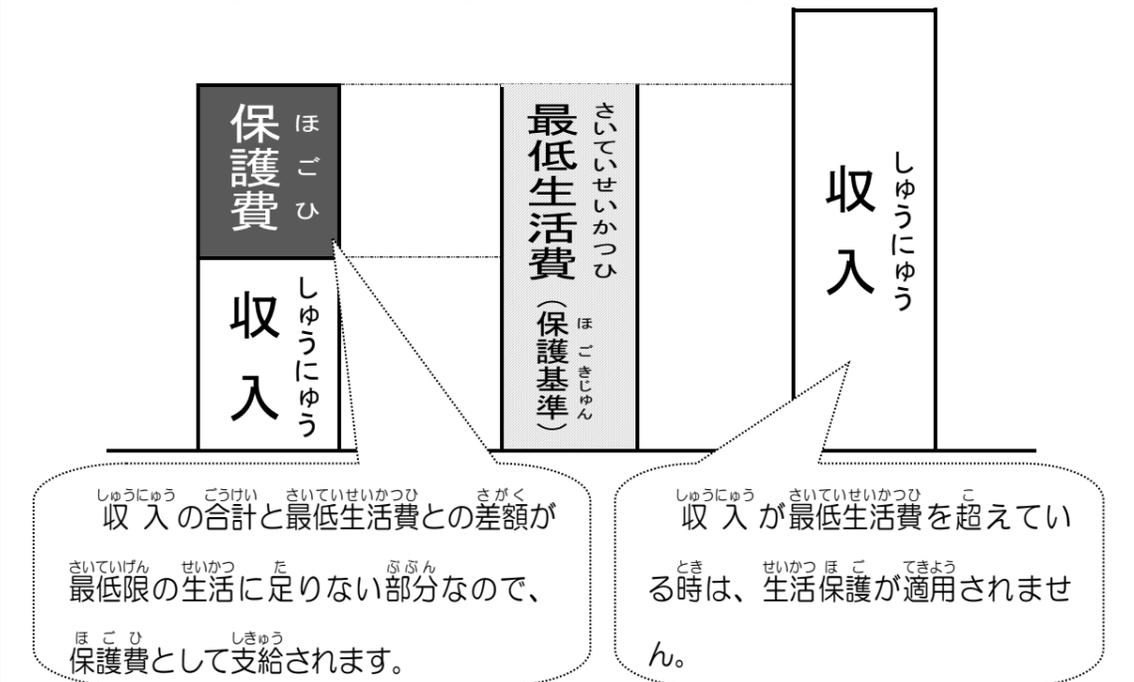
ここでの『世帯』とは、同じ屋根の下に住んで、いっしょに暮らしている家族などです。どのように生活されているのかで判断するため、住民登録とは必ずしも一致しません。



②足りない部分について支給されます。

最低限の生活をつづけていくのに必要な費用を『最低生活費』といいます。この最低生活費は国が決めていて、生活保護の基準になっています。

生活保護では、その世帯の状況（人数や年齢、かかっている医療費など）によって計算されている最低生活費と、その世帯のすべての収入とを比べ、足りない部分が支給されます。



③資産や能力を活用していただく必要があります。

生活保護は足りない部分を補うという制度のため、生活のために資産や能力、その他あらゆるものを優先して活用することが必要です。

資産の活用

預貯金、有価証券、生命保険、土地家屋、高価な貴金属、自動車など、活用できる資産がある場合には、その資産を売却するなど生活費にあてる必要があります。

ただし、資産の内容や状況によっては持ち続けることができる場合もあります。

保有が認められる例（一定の条件があります。）

- ・土地家屋については、住んでいる場合や、田畑を耕作している場合
- ・自動車については、自動車でなければ通勤できない場合など

能力の活用

働くことができるかたは、その能力に応じて働く必要があります。また、現在失業中で就労していない場合も、積極的に求職活動を行ってれば能力を活用しているとみなされます。

親族からの援助

親族のうち親・子・兄弟姉妹など、民法に定める扶養義務者などから援助が受けられるときは、援助を受けてください。なお、「親族がいるから生活保護申請ができない」ということはありません。

また、生活保護申請の調査の際に、親族からの援助の可能性について手紙などで問い合わせしますが、援助が受けられない特別な事情（家庭内暴力、虐待など）がある場合は問い合わせしませんので、ご相談ください。

ほかの制度の活用

年金、各種手当、その他の社会保障制度など、活用できる制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

なお、活用できる能力や資産、ほかの制度などを、正当な理由がないのに活用していないと判断されるときは、生活保護が適用されないことがあります。ただし、不動産など、すぐに売却できない時は、後日売却した金額を返還する前提で、先に生活保護を適用することもあります。

④生活保護の手続きの流れ

＜相談＞

生活保護の制度についてご説明し、ほかの制度の活用についても一緒に考えます。



＜申請～調査＞

生活保護を受けるためには、相談だけでなく、申請をしていただかなければなりません。生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために次のような調査をおこないます。

- 生活状況などを把握するため、家庭訪問をして、話をうかがいます。
- 世帯の収入、預貯金、保険、不動産などの資産を調査します。
- 扶養義務者の方に手紙をお送りしたり、家庭訪問をして、援助ができるかを確認します。
- 病気やケガの方については、どういった病状かを医師に確認します。
- 地区の民生委員さんにお話をうかがいます。



＜決定＞

調査を行った上で、生活保護が必要と認められると、最低限の生活を維持するために足りない部分が毎月支給されます。



生活保護のご案内

生活保護制度は、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入が無くなった場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、国が憲法第25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう支援することを目的とした制度です。

生活保護の申請は国民の権利であり、誰でも行うことができます。

＜日本国憲法＞

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

＜生活保護法＞

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

相談・申請窓口

〒024-8501 北上市芳町1番1号

北上市福祉事務所

福祉部 地域福祉課 生活保護係

電話番号 0197-72-8215